

破産法案外一件

破産法案
裁判所構成法中改正法律案
司法事務共助法中改正法律案

委員會議議錄(速記)第六回

委員會議議錄(速記)第六回

會議

大正十一年三月十五日午前十時五十五分開議
出席委員左ノ如シ

- 委員長 前田 米藏君
- 理事 齋 純義君
- 野副 重一君 木村作次郎君
- 櫻内 幸雄君 水野吉太郎君
- 福井 甚三君 石川 淳君
- 出席政府委員左ノ如シ

- 司法次官 山内確三郎君
- 司法省民事局長 池田寅二郎君
- 司法省刑事局長 林 頼三郎君
- 司法省參事官 秋山高三郎君
- 司法省參事官 三宅正太郎君
- 司法省事務官 宮城長五郎君
- 拓殖局長官 川村 竹治君
- 拓殖局次長 元田 敏夫君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

破産法案

裁判所構成法中改正法律案
司法事務共助法中改正法律案

○前田委員長 引續イテ只今カラ開會致シマス

○野副委員 三百七十五條第三號ニ付テ御尋ヲ致シマス、此際第三號ノ場合ニ於キマシテハ、債務者ガ其義務ニ屬スル債務ノ辨濟ヲナシタル場合ニ於テハ、ソレハ當然犯罪ヲ構成シナイモノデアルト思フノデアリマスガ、債務ノ辨濟ノ代リニ擔保ヲ提供シタル場合ニ於テハ、勿論犯罪ヲ構成シナイコトニナルドラウト思ヒマスガ、政府委員ノ所見ハ如何デアリマスカ

○山内政府委員 只今御問ノ問題ハ、例ヘバ斯ウ云フ場合ニ起ルコトデアラウト思フノデアリマス、即チ債務ノ辨濟期ニ既ニ到達シタ、債務ノ辨濟期ニ到達シタ以上ハ、債務者ガ債務ヲ辨濟スルノ義務ガアル故ニ、其義務ニ屬スル辨濟ヲシタノハ、本條第三號ニ該當シナイ、然ルニ辨濟期ニハ到達シタケレドモ、辨濟スベキ資力ナク、其結果債權者ノ要求ニ應ジテ、擔保ヲ供シタト云フヤウナ場合ニハ、擔保ヲ供スル義務ハ別段アリマセヌカラ、其分ハ有罪ニナルト云フコトニナツテハ、頗ル權衡ヲ得ナイト云フ趣旨ノ御尋ト考ヘ

ルノデアリマス、併ナガラ私ノ考ヘマスノハ、債務ノ辨濟ニ付テ、其義務ノアル時ニ、其義務ハ必ズシモ辨濟ノミニ限ラナイコトト考ヘルノデアリマス、辨濟ニ代ヘテ、或ハ證書ヲ書換ヘルト云フコトモ、要求ガアレバ之ニ應ジナケレバナラヌシ、又辨濟ノ出来ナイ時ニ、然ラバ將來ノ辨濟ヲ擔保スル爲ニ、相當ノ擔保ヲ出スト云フ事モ、是ハ實際ノ社會ノ事情トシテ、辨濟義務ノ中ニ自ラ包含サレテ居ルモノト私ハ解釋致シタイ、サウ云フ意味デアリマスカラシテ、結局辨濟期ニ於テ、辨濟スル者ガ辨濟スルコト能ハザル時ニハ、之ニ代ルダケノ適當ナル處置ヲ、相手方ノ要求ニ應ジテ爲サナケレバナラヌ義務ノアルコトハ當然ト考ヘル、共ニ義務アル行爲ト云フコトニナリマスカラ、本條三號デハ罪セラレナイコトト私ハ解釋スルノデス、而シテ此點ニ付テハ、若シ他ノ政府委員ニ於テ私ノ申上デマシタ所ト異ナル解釋ヲ致シテ居ルヤウナコトガアツタラバ、是ハ案ノ趣旨デハナイノデアリマスカラ、其點ハ誤リトシテ、私ヨリ之ヲ取消シテ置キマス

○前田委員長 モウ此破産法ニ付テノ御尋ハアリマセヌカ、御尋ガナケレバ、和議法ノ質問ニ移リタイト思ヒマス
○野副委員 大體ノ質問ガアレバ、大體ノ質問ヲヤツテ戴イテ、ソレカラ章ヲ逐テ質問スルコトニ致シマス
○前田委員長 如何デセウカ、皆サン一般ノ質問ガナイデセウカ——和議法ニ付テ——ソレデハ私カラ一寸御尋致シマス、和議法案ハ我國ニ於テハ新ナル立法デアリマスガ、斯ウ云ウヤウナ立法ニ依ッテ、歐羅巴、或ハ亞米利加邊ニ於テ、斯ウ云フ法律ヲ拵ヘテ居ル國ガアルノデアリマスカ、又アリトスレバ、斯ウ云フ國ニ於ケル和議法ノ成績ハドウ云フコトニナツテ居リマスカ、一寸伺ッテ置キタイ

○山内政府委員 和議ノ事ハ、獨逸ニ於テモ餘程是ハ研究ヲシツアルノデアリマス、マダ案ヲ私ハ手ニ入レマセヌケレドモ、其案モ出来テ居ルヤウニ聞イテ居リタデス、然ルニ其後歐洲ノ戰爭ニナツタ結果、其儘ニナツテ居ルノデハナイカト私ハ考ヘテ居ル、然ルニ獨逸ハ此和議ノ争ヲ——此法律ガ無イガ爲ニ、他ノ手段デ以テ實行致シテ居ル、ソレハ英國ノ信託——此觀念ヲ利用シマシテ、債務者ガ破産ニ湖スル場合ニ、其全財産ノ債權者ノ或者ニ、或ハ第三者ニ信託ヲシテ、其信託ヲ受ケタ者ガ受託者トシテ財産ノ整理ヲスル、而シテ適當ニ和議ヲ進メルト云フコトニナル、斯ウナル

ト、破産者ナリ債務者ナルモノハ、自己ノ財産ヲ自由ニ處分スルコトガ出来ナイガ、幸ヒ日本ニ於テモ信託ガ出来マシレバ、此和議法ト相竝ンデ信託觀念ヲ利用シテ、和議ヲ不正ナク進メル事モ出来ルデアラウト考ヘマス、而シテ私ノ知ッテ居リマスル範圍内ニ於テハ、埃太利ガ始メテ是ガ出来上ッタモノト思ヒマス、埃太利ノ和議法ハ、是ハ千九百三十四年ダト思ヒマス、法律トナツテ、而シテ爾來戰爭ニ直クナツテ居リマスノデ、此成績ガドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フコトノ材料ヲ私ハ持チマセヌノデアリマスガ、方々デソレ以來此必要ヲ叫バレテ居ルノデアリマスカラ、其成績ヲ好イコトデアラウト思ヒマス、其材料ヲ持タヌ事ヲ遺憾トスルノデアリマス、尙ホ英國ニモ適當ニ和議ヲ進メル途ガアルヤウニ私ハ聞キ及ンデ居リマスガ、民事局長ガ英國ノ事ハ非常ニ詳シイノデアリマスカラ、同君カラ其制度ニ付テ御話ヲ願ヒタイ

○池田政府委員 和議ニ付キマシテ、英吉利ノ制度ヲ簡單ニ申上ゲマス、現行法ハ千九百十四年ニ法律ニナツテ居リマス、破産ノ原因ガアリマスレバ、破産ノ申立ト云フモノガ起ッテ來ル、ソレデ所謂破産手續上ノ申立方來ルト、先ヅ和議ヲ試ミル、和議ニ依リマシテ圓滿ニ解決ガ若キマスレバ、破産ノ宣告ハシナイ、之ニハ勿論債權者多數ノ同意ヲ得ナケレバナラヌコトデアリマス、其方法ハ、債權者集會ノ形式ヲ執ッテ居ルノデアリマス、サウシテ其和議ガ成立チマセヌ時ハ、進ンデ破産ノ宣告ニ進入ル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、ソレデ破産ノ宣告後ニ於テ、矢張此案ニアリマスルヤウナ強行和議ノ方法モ無論執ッテ居リマス、破産宣告後ニ於ケル強制處分ニ入ル前ニ當ッテ、先ヅ和議ヲスルト云フ手續ニナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ又矢張同年ノ法律デアリマスガ、是ハ別ノ法律ニナツテ居リマス、和議ノ手續ヲ尙ホ一層簡單ニ致シマスル爲ニ、ゴディードオブアレンドンメンタクトノ整理證書法トカ云ツテ居リマス、整理證書法ト云フモノヲ設ケマシテ、ソレデ以テ今ノ破産手續ニ於ケル和議ヨリモ、一層簡便ナ方法デ以テ和議ヲスルトカ、或ハ豫防ヲスルトカ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、其兩方ノ方法ヲ以テ和議ヲ不正ナクスルコトニナツテ居リマス

○前田委員長 一般ノ質問ガゴザイマセヌケレバ、矢張逐章ニ、章ヲ逐ツテ質問ヲ致シタラドウカト思ヒマスガ、如何デアリマセウカ

○前田委員長 サウシマスト第一章總則ト云フノニ付テ御尋ノ方ハ御始メテ願ヒマセ...

○野副委員 私ハ第十七條ニ付テ御尋致シタイト思ヒマス、和議開始ノ申立及破産ノ申立アリタルトキハ...

○山内政府委員 御尋ノ通りニ、破産宣告ノ至ルマデニ和議開始ノ申立ガアレバ、破産手續ハ中止スルノデアリマス...

○麓委員 和議ノ開始ノ所ニ、破産法ノ三百一條ノヤウナ規定ガアリマセヌ、又準用シテモナイヤウデスガ...

○山内政府委員 今ノ三百一條ノ規定ニ付テハ、此章ノ四十九條ニ準用ガアリマス...

○麓委員 和議ノ申立ハ特ニ三百一條ヲ準用スルガ、民事訴訟法ニ依テ、辯護士デモ自由ニ出來ルカドウカト云フ疑ガアルカラ申上ゲタノデスガ...

○山内政府委員 三百一條ノ規定モ、此債權者ノ集會ニ於ケル期日ノ關係デアリマス、即チ債權者ノ集會ノ其期日ニ於テ、提供者方和議ノ申立ヲスル、其意味ニ於キマシテ...

○前田委員長 外ニ御質問モナイヤウデスカラ、第三章和議債權及其屆出、之ニ付テ御質問ガアレバ御質問ヲ...

○岩崎委員 此和議法ノ第一條ノ規定ト、第十八條ノ第一號トノ規定トノ關係ヲ御尋ネシテ見タイ、第十八條ノ規定ハ、破産回避ノ目的ヲ以テ申立ヲ爲シタルトキハ、裁判所ハ和議開始ノ申立ヲ棄却スルコトニナッテ居リマスガ...

○山内政府委員 是ト同様ノ關係ガ、借地借家調停法案ニ付テ横山君カラ質問ガ起テ、借地借家調停法案ニ於キマシテハ、調停ヲ基ニスル、然ルニ義務回避ノ爲ニ徒ラニ調停ヲ求メル者ガアルナラバ、其調停ノ申立ハ之ヲ棄却スルコトニナッテ居リマスガ...

○山内政府委員 此十三條ノ形式ヲ備ヘテ居ルヤ否ヤト云フコトガ、必スシモ開始トハ考ヘラレヌノデアリマス、或ハ擔保ノ擔保ノ方法ナリニ付テハ、足ラザル所ハ之ヲ補充セルノガ當然デアリマスガ、實質和議ノ申立ヲスレバ、破産ガ止ルト云フ...

○前田委員長 一寸條ガ戻リマスガ、御尋致シマス、第十二條ノ和議開始ノ申立ヲスルニハ、法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者ノ一致アルコトヲ要ストナッテ居リマスガ、破産ノ申立ハ、法人デアルト云フコトハ、理事ナリ取締役ナドガシナクトモ出來ルト思ヒマスガ...

○麓委員 未ダ先刻質問致シマシタノガ殘ッテ居リマスカラ、第十二條ノ破産ノ原因タル事實アル場合ニ於テ、債權者ニ和議ノ申立ヲナスコトガ出來ルト云フコトデアリマスガ、此申立ヲ爲スニ付テ、三百一條ノ準用ガ無イハ如何カト思ヒマスガ、此場合ニハ民事訴訟法ヲ適用致シマスカ、三百一條ヲ適用致シマスカ...

○山内政府委員 此十二條ノ其他ニ種々申立ノコトガアリマスガ、三百一條ノレカラ準用サレタ四十九條ノ場合ハ、期日ニ於ケル申立ニナッテ居リマシテ、丁度十二條ノハ之ヲ訴訟ニ替ヘルト訴狀ノ提起テ、三百一條ノ準用サレタ四十九條、之ハ辯論ニ於ケル申立デアリマス、ソコデ十二條其諸般ノ申立ニ付テ、別段何モ規定ノナイモノニ付キマシテハ、固ヨリ民事訴訟法ノ規定ニ依テ代理人ガ爲スコトヲ得ルト云フノハ當然ノコトデアラウト考ヘテ居リマス...

○前田委員長 只今私ガ御尋シカケタ點ニ付テ御尋シマサガ、破産ノ開始ノ申立ハ理事無限責任社員取締役又ハ清算人ノ全員ガ破産ノ申立ヲナサザル場合ニ於テ破産ノ原因タル事實ノ疏明ヲ要スルデアリマスカラ、一致ヲシナイデモ、破産ノ申立ヲスルコトガ出來ル、所ガ和議法ニ於テ一致ヲ要ストナッテ居リマスガ、此立法ノ趣旨ヲ伺ヒタイ...

○山内政府委員 破産ノ申立ノ方デアリマスガ、民法商法ノ規定ニ於キマシテ、法人ノ財産ヲ持テ居ッテ、債務ニ對シテ完済スルコトガ出來ヌ場合ニハ、理事者ガ破産ノ申請スルノ義務ガアリマシテ、其ニ制裁ガ附イテ居リマス、即チ破産ト云フコトニナレバ、財産方足ラヌト云フ時ニハ、早く破産ノ手續ヲサセヌト、多數ノ債權者ニ損害ヲ與フルト云フコトニナリマス、又一面カラハ債權者ノ一人カラモ出來ルコトニナッテ居リマス、之ハ強制和議ニナルト、和議ヲ求メル意思ガ極メテ誠意ガナケレバ、眞面目デナケレバナラヌ、會社ノ理事者ノ内部ニ於テ和議ヲスベカラザルモノデアアル、或ハ和議ヲスルガ宜イト云フヤウナ意見ノ相違スルヤウナコトデ、和議ヲ求メルノ誠意ガナイ、強制和議ニ付キマシテモ、債務者ノ眞ノ和議ヲ求メルト云フ意思ガアルヤ否ヤト云フコトヲ確メル爲メニ、是程ニ嚴格ニシテ譯デアリマス、ソレデ破産申立ノ和議及強制和議ノ申立ニ付テ差ヲ置イタノデアリマス、各國共ニ斯ウ云フ風ニ區別ガアルヤウデアリマス、趣旨ハ私ガ言ヒマシタヤウナニ考テ居リマス...

○前田委員長 此章ニ付テ御尋ハゴザイマセヌカ
〔無シト呼フ者アリ〕

○前田委員長 御尋ねノ趣旨ヨリ異テ説明申上ガタイト云フ章ニ付テ御尋ガアレバ……

○山内府委員 御尋ねノ趣旨ヨリ異テ説明申上ガタイト思ヒマス、此破産法ニナリマスルト云フト、債權調査會ガドウ云フコトヲスルカト云フト、終局ノ目的ハ債權ヲ確定シテ、ソレニ基イテ配當スルコト云フデアリマス、和議手續ガ——和議ガ出來上レバ目的ヲ達スルノデ、裁判所ノ和解ト同様デアリマス、隨テ債權ニ基イテ配當スルコト云フコトハナイノデアリマスカラ、債權者集會ノ債權ニ關スルソレニハ、結局議決權如何ト云フ問題ニ歸着スルノデアリ、ソレニ付テハ先ヅ其屆出デアル所ノ債權ニ付テ、適當ノ調査ヲシテケレバナラヌ、或ハ疏明ノ完全ナラザルモノモアラウシ、或ハ未ダ條件附ノモノモアルマセウカラ、サウ云フモノニ付テ、下ノ程度ニ於テ議決權ヲ行ハシメルカト云フコトニ付テハ、破産法テ言ヘバ未確定債權ノ状態ニアルノデアリマス、ソレデ一應管財人整理委員ガ之ヲ調査スルコトニナリマス、其結果債權者集會ニ報告シテ、サウシテ或ハ管財人ニ於テ、又整理委員ニ於テ、其他債權者ナリ和議申立人ナリ、或ハ和議ノ證人其他ノ者ガ異議ガアリマスレバ、此ニ於テ四十八條第二項ノ結果、裁判所ガ之ヲ調査シテ、結局議決權ノ範圍ヲ擴張スル、斯ウ云フ事ニナリマス

○前田委員長 此章ニ御尋ガアリマセケレバ、第五章和議ノ認否ヲ議題ニ致シマス——御尋ガアリマセケレバ第六章和議廢止ヲ議題ニ致シマス——御質問アリマセケレバ

○前田委員長 ソレナラバ第七章議步及和議ノ取消、之ヲ議題ト致シマス

○前田委員長 アリマセケレバ第八章罰則

○山内府委員 破産法ノ改正ト刑事訴訟法ノ改正ノ結果、裁判所構成法ニ自カラ改正ヲ加ヘナケレバナリマセ

又、裁判所構成法ニ於テハ、地方裁判所ハ破産事件ニ付一般ノ裁判權ヲ有スル、斯ウ云フ事ニナツテ居リマシテ、事物ノ管轄ノ事ガ規定シテアル、先ヅ此事物ノ管轄ノ事ヲ改メテ「區裁判ハ破産事件ニ付裁判權ヲ有スル」ト云フコトニシテナケレバナリマセケレバ、是ガ一點デス、刑事訴訟法ニ付テハ、刑事訴訟法ノ改正ノ結果、大分澤山ノ規定ヲ必要トスルノデス、即チ豫審ニ付スベキ事件ノ範圍ガ變リマシテ結果ト致シマシテ、今日ノ所謂重罪ニシテモ、豫審ニ付セザル場合、併ナガラ區裁判所ノ管轄ニ屬スルコト云フコトハイカスト云フノデ、之ヲ地方裁判所ノ管轄ニシテアルコト云フ意味カラノ改正ガ一ツ、十六條中ノ改正ハソレデアリマス、二十七條ノ改正ハ、區裁判所ノ決定命令、即チ區裁判所ニ於テ上告申立ヲ棄却スルヤウナ決定ニ對シテハ、抗告ハ大審院ニスルト云フ事ニナツテ居ル、地方裁判所ニ於テモ同様デアリマス、其關係カラ其種ノ抗告ハ地方裁判所ノ權限ニ屬セシムル、二十八條ハ破産ニ關スル地方裁判所ノ管轄ノ規定デアッテ、之ヲ削ッテ區裁判所ノ所ヘ持ッテ行ッタ事ニナル、次ハ三十七條、是ハ控訴院ノ管轄ニ關スル規定デアリマスガ、是モ地方裁判所ノ上告ヲ棄却スル決定ニ對シテハ、矢張大審院ガ抗告ヲ受ケル、斯ウ云フ事デ地方裁判所ノ決定ニ對スル抗告ハ、皆構成法ノ規定ガイカヌ様ニナルカラ、之ヲ改正スル、五十條ノ改正ヲ致シマシタノハ、先ヅ其第一審判決ニ對スル上告ト云フコトヲ認メルヤウニナリマシタ、今マデノ五十條ノ書キ方ハドウナツテ居ルカト云フト「地方裁判所及控訴院ノ第二審判決ニ對スル上告」トナツテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ地方裁判所ノ判決ニ對スル上告モ入ル、既ニサウナレバ何處ノ判決ニシテ上告ト云フ事ヲ書カズ、上告ハ總テ大審院ニ行クト云フノデ二項ヲ此處ニ置ク(ロ)ハ大シク改正ハナイ譯デスソレカラ(ハ)是ガ一ツ加ッタノハ、上告ヲ對スル抗告問題ガ此處ニ起ル、ソレカラ其次ニアリマスルノハ、是ハ全ク事柄ガ違フノデアリマシテ、朝鮮ニ裁判官ニナツテ居ル司法官候補タル資格ヲ有シテ居ル者ガ、直ニ朝鮮ノ裁判官ニナツテ居ルノデアリ、其分ハ内地ニ於テ判檢事タル資格ガ無イト云フコトニナツテ居ルヤウナ關係ニナルノデアリマスカラ、是ハ矢張内地ニ於テモ判檢事タル資格ヲ認メル方ガ宜カラウト云フト、第七十一條ノ二ノ分ハ、是ハ多年ノ問題デアリマシタ朝鮮總督府ノ判事檢事、ソレカラ臺灣總督府ノ判事檢察官、關東廳法院判事檢察官、之ヲ年限ニ依ッテ大審院控訴院ニ入ルト云フ規定、即チ裁判所構成法ノ規定中、是等ノモノガ缺ケテ居ルノデアリマス、即チ資格共通ノ必要ガアルト云フノデ、此機會ニ於キマス、テ本條ヲ加ヘタ次第デ、附則ハ既ニ事件ヲ受理シテ居ルモノハ、從前ノ管轄裁判所ニ於テ判決スルト云フコトヲ加ヘ

テ居リマス

○前田委員長 ドウゾ質問ノアル方ハシテ下サイ、質問アリマセケレバ

○前田委員長 質問ゴザイマセケレバ……

○水野委員 是ハ構成法六十五條ノ今ノ朝鮮ノ判事若クハ檢事ガ、司法官候補ノ資格ヲ持ッテ居ル者デアッタラバ、矢張内地ニ於テモ同様ノ檢事若クハ判事タル資格ヲ有スルト云フコトノ趣旨ハ了承シマシタガ、關東州ノ方ハ、矢張是ハ別ニ改正セズデモ、現在ニ於テ關東州ノ判官若クハ檢察官ト事フ者ハ任ゼラレバ、矢張判事若クハ檢事ノ資格ヲ持ツコトニナルノデセウカ

○山内府委員 臺灣ト關東州ニハ朝鮮ノヤウニ試補ノ資格ヲ有シテ居ル者ヲ向フデ採用シテ判事ニスルト云フコトハ出來ナイヤウニナツテ居リマス、皆内地デ判事ノ資格アル者バカリヲ採ルト云フ規定ニナツテ居リマス、ソレデ朝鮮ダケ奇妙ナ事ニナツテ居リマスカレドモ、朝鮮ダケト云フ事ニナルノデアリマス

○水野委員 尙一寸伺ヒマスガ、サウスルト關東州ノ方ハドウデゴザイマセウ、司法官候補ヲ關東州ノ檢察官若クハ判官ニ任用スルコトガ出來ヌコトニナツテ居ルノデセウカ

○山内府委員 其通りデアリマス、コチラノ判事ノ資格ヲ有スル者ヲ向フニ持ッテ行クコトニナツテ、内地ニ於テ判事檢事タル資格ヲ有スル者ト云フコトニナツテ居リマス

○前田委員長 裁判所構成法ノ質問ハ是デ終了致シマシタガ、破産法ニ付キマシテ作問委員カラ御尋ノアッタニ對シ、山内次官ガ御答ヲ留保セラレテ居ル點ニ向ッテ御答ナサルト云フコトデアリマスカラ、山内次官ニ發言ヲ許シマス

○山内府委員 作問委員カラ先般御尋ガアッテ、其點ニ付テハ説明ヲ留保シテ置キマシタ、其二百六十三條第一號ノ「債權者ヲ更正スヘキ事由カ除斥期間内ニ生シタルトキ」斯ウ云フコトニナツテ居ル、ソコデ此除斥期間内ニ債權ヲ拋棄スル、或ハ配當ヲ拋棄スル、破産手續ニ於ケル行使ヲ拋棄スルト云フヤウナ場合ニ於テ、除斥期間ニ於テ更正スベキ事由ガ生ジタルモノナリヤ否ヤト云フコトニ付テノ御尋デアッタノデス、更ニ考ヘマス、矢張配當表ニサウ云フ場合ニ於キマシテハ、二百二十九條ノ債權表ニ債權者ノ氏名及住所、是ハ記載シテレバナラヌ事ニナルノデス、從ッテ矢張配當表ヲ更正シテ、即チ其者ハ配當ヲ受ケナイト云フ事ニシナケレバナラヌ、手續ハ簡單ニ其債權者ノ氏名ノ更正ダケデ、配當率ハ動カナイ、而シテ其債權者ニ與フベキ金額ハ、後ノ配當ニ於テハ他ノ債權者ニ配當スルト云フ事ニナラナケレバナラヌノデアリマシテ、手續ハ別段面倒ナ事

第五類第二十二號 破産法案件一件委員會議錄 第六回 大正十一年三月十五日

デモ何デモナイ、却テ之ヲ配當表ヲ更正セヌデ置クト、他日
疑義ヲ生ズルヤウニナリマス、簡單ニ更正スルト云フコト
ハ必要ト云フ事ニナルノデアリマス

○前田委員長 サウスルト破産法、和議法、裁判所構成法ノ
此三案ハ質問ハ之デ終了致シマシタカラ、討論ハ十七日午
前十時カラ開クコトニ致シマス、是ヨリ司法事務共助法中
改正法律案ノ審議ヲ致シマス、政府委員カラ提案ノ説明ダ
ケテ願ヒマス

○元田政府委員 極メテ簡單ニ説明致シマス、之ハ從來ノ
司法事務共助法ノ中ニ、唯南洋群島ニ來年度ヨリ南洋廳ガ
設置サレ、裁判所ノ組織モ確立致シマスノデ、之ニ伴ヒマシ
テ内地ト南洋群島トノ間ニ於ケル各種ノ民刑事ノ訴訟事件
ニ付キマシテ、其間ニ共助ノ途ヲ開キタイト云フ趣旨デゴ
ザイマス

○前田委員長 此案ニ付テ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○前田委員長 質問終了致シマシタ、是亦明後日ノ午前十
時カラ討論致シマス、今日ハ是デ散會致シマス

午後零時五十五分散會